

## 令和2年12月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月23日（水曜日）議事開始 午前 8時44分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 栗下 章二 前原 幸太郎  
岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 今回は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集していない。

### 欠席委員

【農業委員】 山下 正成 下原 小枝子

### 事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司  
農地調整係長 川上 大輔 農地調整係主査 大園 あけみ  
農地調整係主任主事 松下 理恵 農地調整係主事 池田 哲也

## 議 題

- 報告第18号 農地等の合意解約について
- 報告第19号 2アール未満の農地転用届について
- 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第51号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第52号 農用地利用集積計画について
- 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第55号 非農地証明願いについて

事務局長　それではただいまから令和2年12月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。下原委員と山下委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は農業委員8人で定足数に達しております。

尾山議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、竹下委員と栗下委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第18号から報告第19号及び議案第50号から議案第55号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第18号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第16号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は11件でございます。2ページをご覧ください。

令和2年12月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号2番につきましては、農地中間管理事業へ移行するため、解約されるものです。

整理番号3番につきましては、先月の11月総会、基盤法所有権移転議案第46号整理番号11番との関連でございます。

整理番号5番については、農地中間管理事業へ移行するため、解約

されるものです。

整理番号8番につきましては、他の担い手へ貸借するため、解約される  
ものです。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第19号「農用地利用配分計画に  
ついて」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第19号「農用地利用配分計画について」ご報告いたし  
ます。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、  
令和2年12月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでござ  
います。概要としましては、農地中間管理機構は、所有者である出し手  
から10年借り受けて、担い手である受け手に5年毎に貸し付けています。  
平成27年度に機構集積協力金を基盤整備事業に充てるため、中間管理  
事業に取り組んだ〇〇地区や〇〇地区などが担い手に再び貸し付けを行う  
のが52件、10月総会で決定された案件を担い手に貸し付けを行うのが  
9件、計62件の294筆、285,921.24㎡となっております。  
詳細につきましては、4ページから33ページに記載のとおりです。以上、  
ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第50  
号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局        それでは議案第50号についてご説明いたします。34ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転7件、貸借2件の合計9件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略ご説明いたします。まず、所有権移転からご説明いたしますので35ページをご覧ください。

整理番号1番、35ページから36ページをご覧ください。田5筆、1,460㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

整理番号2番、36ページから37ページをご覧ください。田4筆、畑2筆、計6筆5,311㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、37ページから38ページをご覧ください。田2筆、3,253㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、4,262㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、38ページから39ページをご覧ください。田2筆、畑1筆、計3筆1,210㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、39ページから40ページをご覧ください。田2筆、526㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、田1筆、2,351㎡の贈与です。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたしますので41ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、3,262㎡の使用貸借です。

整理番号2番、畑1筆、1,031㎡の賃貸借です。以上、所有権移転7件、貸借2件、計9件です。皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長        事務局の説明が終わりました。議案第50号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきますが、本日は農業委員のみでの開催となっておりますので推進委員の報告は事務局で行います。整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を増田

委員にお願いしていましたが、事務局に報告をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは増田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。所有権移転整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、農地の形状・日照は、やや不良ですが、接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稲主体の専業農家です。所有農地の管理も行き届いていることから、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に36ページの整理番号2番の大字〇〇の土地を稲田委員に、大字〇〇の土地及び申請人「受人」の確認を中津委員にお願いしていましたが、事務局に報告をお願いします。まず、稲田委員をお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは、整理番号2番の大字柳水流の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。字〇〇の2筆は国道から〇〇の方に入り、踏切を渡り、市道西側の川に沿った2枚の水田です。字〇〇の水田は、字〇〇の水田の南側にあり、やや高い位置にあります。住宅と接した1枚の水田です。3枚の水田の形状は不良ですが、日照・接道は良好です。あと字〇〇の2筆の畑は、国道から北側に入り、〇〇の〇〇沿いにある畑地帯の一角にあります。2筆で1枚の細長い畑です。日照・排水は良好で接道もあり、砂地の畑であります。水田・畑共に現在、耕作されております。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に事務局をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局        それでは中津委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。  
整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内に  
あります。基盤整備はすんでおり、日照・接道・用排水は良好で問題あり  
ません。

      続きます、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で  
水稲主体の兼業農家です。権利取得後は、水田・畑は共にそのまま耕作  
するとの事です。所有農地の管理は行き届いていることから、地域との調  
和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく  
お願いいたします。

尾山議長        次に37ページの整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田  
委員にお願いします。

稲田委員        議長。

尾山議長        稲田委員。

稲田委員        整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内に  
あります。〇〇の〇〇手前にある水田です。天水での水田で用水はなく、  
排水も不良です。西側に水田、北側に受人の畜舎、東側に市道と接して  
います。日照・接道は良好です。

      続きます、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で  
繁殖牛主体の専業農家で後継者もおります。所有農地の管理は行き届いて  
いることから、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。  
皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長        次に38ページの整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元  
委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局        議長。

尾山議長        事務局。

事務局        それでは杉元委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。  
整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内に  
あります。〇〇の南側で基盤整備はすんでおり、周囲は基盤整備済みの

水田地帯です。日照・接道・用排水は良好で問題ありません。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稲主体の専業農家で後継者もおります。利取得後は、水田として利用するとの事です。営農にも一生懸命に取り組んでおり、所有農地の管理も行き届いていることから、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは宮田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会と〇〇自治会内にあります。周辺は、水田と畑が混在しています。日照・接道・用排水は良好で問題ありません。農地の状況は、現在、耕運されておりました。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で露地野菜主体の専業農家です。権利取得後は、水田には、水稲を作付けするとの事で畑には、カボチャやキャベツなどの露地野菜を作付けするとの事です。地域との調和については、地域での作業等に協力して、周囲に迷惑をかけないようにするとの事です。所有農地の管理も行き届いていることから、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に39ページの整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を吉田委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは吉田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内に



あります。基盤はされていません。周辺は、北側にビニールハウス、東・南側は畑、西側は水田です。日照用排水は良好です。接道は、幅が2 mほどしかありませんが、問題はないと判断します。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稲と繁殖牛の複合経営の専業農家です。権利取得後は、水稲及び飼料稲を作付けするとの事です。地域との調和については、所有農地・畦畔及び水路の管理も行き届いていることから、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に40ページの整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは福迫委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺一帯は水田地帯で南側は川内川に接しています。奥の圃場で日照・接道・用排水は良好で問題ありません。農地の状況は、水稲が作付けされていたようでした。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稲と露地野菜の兼業農家です。地域との調和については、受人は兼業ではありますが、営農にも一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いていることから、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に41ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を前原委員にお願いします。

前原委員 議長。

尾山議長 前原委員。

前原委員 それでは貸借整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。小高い丘の上にあります。農地の形状は、南東

の一角に隣の畑が入りこんでいますが、形状はまあ良いと思います。周囲は、東・南側の山林は伐採されており、日照・排水は良好です。接道につきましては、現在、進入路を工事中でございます。3月にコンクリート舗装されるとの事です。

続きまして、受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で露地野菜主体の兼業農家です。渡人との関係は、近隣に住む友人だそうです。権利取得後は、そばを作付けするとの事です。所有農地の畦畔の管理は大変良く管理されており、何ら問題はありません。地域との調和については、地域の行事や作業にも積極的に参加するなどしている事から問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いしていましたが、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは福迫委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇治会内にあります。基盤整備はされておらず、周辺は、東・南側は山林という事で、山林に隣接している事からやや条件が悪い場所で遊休農地となっておりますが、権利取得後は、トラクターで耕起し、甘藷を作付けするとの事です。

続きまして、受人ですが、所有権移転整理番号7番でご報告いたしましたので、報告は割愛いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありません

でした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計9件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第50号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

田中委員　議長。

尾山議長　田中委員。

田中委員　41ページの貸借整理番号1番及び2番についてお聞きします。契約内容はないのでしょうか。借地料とか。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　ただいまの田中委員のご質問にお答えします。貸借整理番号1番及び2番については権利関係が使用貸借となっているため、貸借料は発生しませんので記載しておりません。以上でございます。

尾山議長　田中委員、よろしいでしょうか。

田中委員　はい。

尾山議長　他に質疑はありませんか。

竹下会長代理　はい。

尾山議長　竹下会長代理。

竹下会長代理　39ページの所有権移転整理番号6番について、お聞きします。吉田委員の報告の中で牛を飼っているとの事でしたが、何頭飼っているものかお聞きします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　ただいまの竹下会長代理のご質問にお答します。申請書には牛を何頭

飼っているのか、記載がありませんでしたが、事務局で調査したところ、母牛が8頭いるとの事でした。

尾山議長 竹下会長代理、よろしいでしょうか。

竹下会長代理 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第51号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第51号についてご説明いたします。今月の指定申出件数は1件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容については概略後説明致します。43ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、620㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。以上、皆様のご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第51号については、担当委員が現地確認等をしていただいていますので、報告をしていただきます。整理番号1番について赤川委員にお願いしていましたが、事務局をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは赤川委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。農地の現状は何も作付けされて

おらず、全て遊休化していました。以上、報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第51号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第51号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。ここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第52号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第52号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします前に議案書の訂正をお願いします。四か所ありますが、まず、一か所目が別紙をめぐっていただき、1ページ目の所有権移転整理番号1番の備考欄に掘起し増田委員と記載していますが、掘起しは増田委員と前原委員

の2名での掘起しとなりますので前原委員を追記していただきますようお願いいたします。

続きまして、二か所目ですが、1ページから2ページに掛けて記載しています所有権移転整理番号2番の譲受人と譲渡人が逆になっています。正しくは譲受人が〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇さんですので訂正をお願いします。

続きまして、三か所目ですが、48ページから49ページ記載の整理番号51番の賃貸料が年総額〇〇、〇〇k gと記載していますが、〇〇k gが正しい賃貸料ですので訂正をお願いいたします。

最後の四か所目ですが、65ページから68ページ記載の整理番号62番について、田11筆、畑5筆、計16筆の使用貸借と記載していましたが、畑5筆については賃貸借という事なので使用貸借と賃貸借で分けて、記載させていただきます。整理番号62番の65ページの字〇〇の現況地目畑3筆と67ページの字〇〇の現況地目畑2筆を削除していただいて、68ページの合計欄、畑5筆3,063㎡と計16筆10,390㎡を削除、あと備考欄に記載してある仮地番〇〇も削除をお願いいたします。

あと、賃貸借の部分につきまして、追加として利用権設定整理番号85番として、今から配布いたします。最後の115ページから116ページに追加となります。大変、お手数をお掛けいたしました。それでは、改めて議案第52号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。別紙をご覧ください。今月の計画件数は、所有権移転10件、利用権設定85件、合計95件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業が74件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

整理番号1番、畑3筆、5,959㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員と前原委員の掘起しです。

整理番号2番、1ページから2ページをご覧ください。田2筆、1,601㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、畑1筆、計2筆1,328㎡の贈与です。3ページをご覧ください。

整理番号4番、畑1筆、1,598㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、3ページから5ページをご覧ください。田7筆、畑2筆、計9筆5,821㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、5ページから6ページをご覧ください。田2筆、4,004㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。杉元委員の掘起しです。

整理番号7番、田3筆、3,373㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。山口委員の掘起しです。7ページをご覧ください。

整理番号8番、田2筆、3,772㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。山口委員の掘起しです。

整理番号9番、畑1筆、2,273㎡の売買です。総額〇〇円です。8ページをご覧ください。

整理番号10番、田3筆、8,220㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。永前委員の掘起しです。以上、所有権移転10件です。続きまして、利用権設定について、ご説明いたします。なお、利用権設定については、借賃及び貸借期間についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。9ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、2,568㎡の賃貸借です。

整理番号2番、9ページから11ページをご覧ください。田7筆、畑3筆、計10筆7,110㎡の賃貸借です。

整理番号3番、11ページから12ページをご覧ください。田5筆、4,905㎡の賃貸借です。13ページをご覧ください。

整理番号4番、田2筆、993㎡の賃貸借です。

整理番号5番、13ページから14ページをご覧ください。田1筆、畑

4筆、計5筆40, 489㎡の使用貸借です。こちらは農業者年金の経営移譲年金を受給するため、後継者に再設定するものです。

整理番号6番、14ページから15ページをご覧ください。畑4筆、2, 610㎡の賃貸借です。

整理番号7番、15ページから16ページをご覧ください。畑3筆、5, 781㎡の賃貸借です。

整理番号8番、16ページから17ページをご覧ください。畑2筆、5, 520㎡の賃貸借です。

整理番号9番、畑1筆、1, 736㎡の賃貸借です。

整理番号10番、17ページから19ページをご覧ください。田6筆、畑3筆、計9筆9, 764㎡の賃貸借です。

整理番号11番、19ページから20ページをご覧ください。畑2筆、2, 911㎡の賃貸借です。

整理番号12番から整理番号85番までが農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号12番、20ページから21ページをご覧ください。畑6筆、5, 111㎡の使用貸借です。

整理番号13番、21ページから22ページをご覧ください。畑2筆、3, 833㎡の賃貸借です。

整理番号14番、22ページから25ページをご覧ください。畑5筆、9, 701. 91㎡の賃貸借です。

整理番号15番、25ページから26ページをご覧ください。畑3筆、3, 671㎡の賃貸借です。

整理番号16番、畑1筆、1, 003㎡の賃貸借です。

整理番号17番、畑1筆、3, 576㎡の賃貸借です。

整理番号18番、26ページから27ページをご覧ください。畑2筆、4, 783㎡の賃貸借です。

整理番号19番、27ページから28ページをご覧ください。畑4筆、



2, 912 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号20番、28ページから29ページをご覧ください。畑5筆、

3, 214 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号21番、29ページから30ページをご覧ください。畑6筆、

4, 296 m<sup>2</sup>の賃貸借です。31ページをご覧ください。

整理番号22番、畑4筆、2, 557 m<sup>2</sup>の賃貸借です。32ページを  
ご覧ください。

整理番号23番、畑2筆、965 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号24番、32ページから33ページをご覧ください。畑3筆、

3, 134 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号25番、33ページから34ページをご覧ください。畑3筆、

316 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号26番、畑2筆、3, 062 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号27番、畑1筆、1, 375 m<sup>2</sup>の賃貸借です。35ページを  
ご覧ください。

整理番号28番、畑2筆、2, 897 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号29番、畑1筆、1, 189 m<sup>2</sup>の賃貸借です。36ページを  
ご覧ください。

整理番号30番、畑4筆、6, 596 m<sup>2</sup>の賃貸借です。37ページを  
ご覧ください。

整理番号31番、畑2筆、2, 942 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号32番、畑1筆、11, 185 m<sup>2</sup>の賃貸借です。38ページを  
ご覧ください。

整理番号33番、畑1筆、2, 130 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号34番、38ページから39ページをご覧ください。畑3筆、  
5, 732 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号35番、畑2筆、3, 207 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号36番、39ページから40ページをご覧ください。畑2筆、

1, 554 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号37番、畑1筆、1, 696 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号38番、40ページから42ページをご覧ください。畑7筆、5, 739 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号39番、42ページから43ページをご覧ください。畑2筆、7, 273 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号40番、畑1筆、1, 943 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号41番、畑1筆、1, 660 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号42番、43ページから44ページをご覧ください。畑2筆、1, 652 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号43番、44ページから45ページをご覧ください。畑3筆、2, 036 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号44番、田2筆、3, 273 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号45番、45ページから46ページをご覧ください。田2筆、1, 064 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号46番、田1筆、126 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号47番、田1筆、1, 240 m<sup>2</sup>の賃貸借です。47ページをご覧ください。

整理番号48番、畑1筆、943 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号49番、畑1筆、977 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号50番、47ページから48ページをご覧ください。畑4筆、2, 271 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号51番、48ページから49ページをご覧ください。田2筆、1, 931 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号52番、49ページから50ページをご覧ください。田2筆、畑1筆、計3筆1, 411 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号53番、50ページから52ページをご覧ください。田6筆、畑5筆、計11筆5, 627 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号54番、52ページから53ページをご覧ください。田3筆、畑1筆、計4筆2,005㎡の賃貸借です。

整理番号55番、53ページから54ページをご覧ください。田3筆、809㎡の賃貸借です。

整理番号56番、54ページから59ページをご覧ください。田14筆、畑7筆、計21筆13,227㎡の賃貸借です。

整理番号57番、59ページから60ページをご覧ください。田5筆、3,700.94㎡の使用貸借です。61ページをご覧ください。

整理番号58番、田1筆、1,024㎡の使用貸借です。

整理番号59番、61ページから63ページをご覧ください。田10筆、6,224㎡の賃貸借です。

整理番号60番、畑1筆、2,354㎡の使用貸借です。

整理番号61番、64ページから65ページをご覧ください。田4筆、3,377㎡の賃貸借です。

整理番号62番、65ページから68ページをご覧ください。田11筆、7,327㎡の使用貸借です。69ページをご覧ください。

整理番号63番、69ページから70ページをご覧ください。田2筆、畑3筆、計5筆2,750㎡の賃貸借です。

整理番号64番、70ページから78ページをご覧ください。田20筆、畑14筆、計34筆19,922㎡の使用貸借です。

整理番号65番、78ページから80ページをご覧ください。田7筆、5,900㎡の使用貸借です。

整理番号66番、80ページから83ページをご覧ください。田14筆、5,580㎡の賃貸借です。84ページをご覧ください。

整理番号67番、84ページから85ページをご覧ください。田7筆、4,025㎡の使用貸借です。

整理番号68番、85ページから87ページをご覧ください。田7筆、4,222㎡の使用貸借です。

整理番号69番、87ページから88ページをご覧ください。田5筆、2,350㎡の使用貸借です。

整理番号70番、88ページから92ページをご覧ください。田17筆、5,200㎡の使用貸借です。93ページをご覧ください。

整理番号71番、93ページから96ページをご覧ください。田9筆、畑5筆、計14筆9,792㎡の使用貸借です。

整理番号72番、96ページから97ページをご覧ください。田4筆、1,447㎡の使用貸借です。

整理番号73番、田1筆、1,064㎡の使用貸借です。98ページをご覧ください。

整理番号74番、畑2筆、3,779㎡の使用貸借です。

整理番号75番、98ページから100ページをご覧ください。田5筆、畑2筆、計7筆5,776㎡の使用貸借です。

整理番号76番、100ページから101ページをご覧ください。田4筆、1,877㎡の使用貸借です。

整理番号77番、101ページから102ページをご覧ください。田4筆、1,651㎡の使用貸借です。

整理番号78番、102ページから103ページをご覧ください。田1筆、畑6筆、計7筆4,479㎡の使用貸借です。104ページをご覧ください。

整理番号79番、104ページから105ページをご覧ください。田7筆、3,590㎡の使用貸借です。

整理番号80番、105ページから106ページをご覧ください。田4筆、2,053㎡の使用貸借です。

整理番号81番、106ページから107ページをご覧ください。田2筆、1,291㎡の使用貸借です。

整理番号82番、田1筆、1,067㎡の使用貸借です。

整理番号83番、107ページから108ページをご覧ください。田3

筆、畑1筆、計4筆2, 748㎡の使用貸借です。

整理番号84番、108ページから114ページをご覧ください。田17筆、畑6筆、計23筆9, 595㎡の賃貸借です。115ページをご覧ください。

整理番号85番、115ページから116ページをご覧ください。畑5筆、3,063㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第52号の審議に入ります。利用権設定整理番号33番の相続人代表は〇〇委員です。

よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、栗下委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長 　それでは、ただ今から利用権設定整理番号33番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定整理番号33番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長 　それでは、利用権設定整理番号33番を除く、議案第52号の審議に入

ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第52号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第52号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第55号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。45ページをご覧ください。今月の許可申請件数は3件です。申請人等の住所氏名、立地基準について説明を省略させていただきます。46ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、993㎡を車庫及び資材置場として申請するものです。工事期間が許可日から令和3年3月31日までとなっております。事業費については、造成は自分で行い、建築費は〇〇円、計〇〇円を全額自己資金で対応するとの事でございます。雨水につきましては、地下浸透及び隣接する排水路に排水いたします。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,136㎡のうち756.31㎡を農業用給水施設として追認申請するものです。こちらにつきましては、土地改良事業の実施のために土地改良事業計画区域内にあった農業用給水施設を早急に移設する必要があったため、転用許可を取らずに造成を着工したとの事でございます。申請者より顛末書の提出が

ございます。工事期間が許可日から令和3年2月28日までとなっております。事業費については資材費〇〇円、重機リース費〇〇円、人件費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事です。雨水は地下浸透で処理しますが、今後、道路へ流出がある場合は、土地改良事業にて整備する排水路へは排水する事で換地委員会と協議済みでございます。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、1, 234㎡を農業用機械置場及び椎茸資材・原木置場として申請するものです。工事期間は許可日から令和3年3月31日までとなっております。事業費については、造成費〇〇円を全額自己資金で対応するとの事でございます。雨水につきましては、隣接する排水路に排水いたします。

続きまして、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。47ページをご覧ください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。48ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑2筆、26, 385㎡のうち、9, 973.36㎡を畜舎及び堆肥舎として申請するものです。権利関係は使用貸借です。工事期間は許可日から令和3年6月20日までです。事業費につきましては、造成費〇〇円、建築費〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円を自己資金及び融資により対応するものでございます。ふん尿などは堆肥舎で適正に処理し、雨水につきましては、排水路から集水柵を経て、隣接する排水路に排水いたします。

続きまして、議案第55号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。49ページをご覧ください。今月の証明願い件数は6件です。50ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、575㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田2筆、畑1筆、計3筆1, 676㎡です。申請理由は山林です。田2筆につきましては、農業振興地域内農用

地となりますが、農振担当は協議済みでございます。

整理番号3番、50ページから51ページをご覧ください。場所が大字〇〇、畑2筆、882㎡です。申請理由は原野及び山林です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、694㎡です。申請理由は山林です。

整理番号5番ですが、昨日開催された第3小委員会終了後、大字〇〇字〇〇、〇〇番地〇の1筆について申請の取り下げがありましたので議案の訂正をお願いいたします。畑1筆373㎡及び計2筆666㎡の文言を削除していただきますようお願いいたします。それでは、説明を続けます。場所が大字杉水流、田1筆、293㎡です。申請理由は原野です。

整理番号6番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,725㎡です。申請理由は山林です。以上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第53号から第55号については、12月22日、第3小委員会では審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

稲田第3小委員長 議長。

尾山議長 稲田第3小委員長。

稲田第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、12月22日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条3件、農地法第5条1件、非農地証明願い6件、計10件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第53号、農地法第4条、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は車庫及び資材置場が必要なため、今回申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南西に約100mのところのところに位置します。申請地の状況は、東・北側は水田、西・南側は宅地に接しています。東・北側に水田がありますが、所有者に転用の話をして了承を得ているとの事なので周辺の農地に影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当



たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明いたします。申請人は土地改良事業により、既存の農業用給水施設を土地改良事業計画地外に移設する必要が生じたため、今回申請を行うものですが、すでに造成を行ったため、追認申請となります。場所は〇〇地区です。〇〇から南西に約2kmのところに位置します。申請地の状況は、東・南側は道路、北・西側は畑に接しております。北・西側に畑がありますが、土地改良事業実施に伴う農業用給水施設の移設であることや農地への日照に影響がないので農地への影響は問題ないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番について、ご説明いたします。申請人は農業用機械置場及び椎茸資材・原木置場が必要なため、今回、申請するものがございます。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北西に約300mのところに位置します。申請地の状況は、東側は宅地、南・西側は畑、北側は道路及び畑に接しています。周辺に農地はありますが、日照等に影響はないことから問題はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第54号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は今回、畜舎及び堆肥舎を建築したく、今回、申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南西に約600mのところに位置します。申請地の状況は、東側が宅地、北・西・南側は畑に接しています北・西側は自己所有の畑で南側に畑がありますが、畑より申請地が低いため、日照及び雨水などの排水等など畑に影響を及ぼす恐れがないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第55号、非農地証明願、整理番号1番につきましてご説明いたします。場所は〇〇地区で現況は山林となります。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりません

でした。

続きまして、整理番号2番につきましてご説明します。場所は〇〇地区で現況は山林となります。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番につきましてご説明します。申請地は〇〇地区で現況は原野となります。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番につきましてご説明します。場所は〇〇地区で現況は山林となります。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号5番につきましてご説明します。場所は〇〇地区で現況は原野となります。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号6番につきましてご説明します。場所は〇〇地区で現況は山林となります。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請3件、農地法第5条申請1件、非農地証明願い6件、計10件につきましては、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。  
事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第53号から第55号の計10件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。議案第53号整理番号1番の申請者は、〇〇委員のご主人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長 それでは、ただ今から議案第53号整理番号1番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第53号整理番号1番に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第53号整理番号1番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長 それでは、議案第53号整理番号1番を除く、議案第53号、議案第

54号、議案第55号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長0 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第53号整理番号1番を除く、議案第53号から第55号に対する第3小委員長報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第53号整理番号1番を除く、議案第53号から第55号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第53号及び第54号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第55号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時25分